

## 第 5 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 21 年 3 月 26 日 (木) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 4 時 00 分
場 所	丸亀市役所 本館 2 階 第 3 会議室
出席者	〔行政改革推進委員会委員〕 石原 國男、岡本 恵子、奥村 素一、川邊 昭生、多田 仁美、橘 節哉、馬場 俊作、 浜西 和夫、日野 明世、福田 誠、藤井 かつえ、細川 滋 (五十音順、敬称略)〔以上 12 名出席〕  〔丸亀市〕 直江企画財政部長、笠井生活環境部長、竹本庶務課長、大喜多企画課長、大林財政 課長、佐岡児童課長、宮崎クリーン課長、山本教委総務課長、高橋学校給食センタ ー所長、大野財政課副課長、矢野行政改革推進室長、窪田(行政改革推進室)
欠席者	〔行政改革推進委員会委員〕 岩村 浩二、岡 千枝、勝木 陽隆、佐藤 智恵子(五十音順、敬称略)〔以上 4 名欠席〕
傍聴者	0 名
議 題	(1) 集中改革プラン(平成 21 年 1 月末現在)の推進状況について (2) 集中改革プラン(平成 21 年度)の推進計画について (3) 定員適正化計画(平成 21 年 2 月改訂)について (4) 財政健全化計画(第 6 次改定)について (5) そ の 他

### 会 議 概 要

日野会長：ただ今より第 5 回丸亀市行政改革推進委員会を開催します。本日は、委員 16 名中 12 名の方の出席をいただいています。

それでは、はじめに議事(1)から議事(4)まで、一括して事務局より説明を求めます。

行革室(窪田)：議事の説明に移る前に当日配布資料について説明

- ・ A3 カラーの資料 4 については、議事(4)に係る財政健全化計画の資料
- ・ A4 の「委員からの質問等に対する回答」は、事前にいただいている質問等について、各担当課の考え方(回答)をとりまとめさせていただいた資料

【資料 1 で議事(1)集中改革プラン(平成 21 年 1 月末現在)の推進状況について説明】

【資料 2 で議事(2)集中改革プラン(平成 21 年度)の推進計画について説明】

行革室長：【資料 3 で議事(3)定員適正化計画(平成 21 年 2 月改訂)について説明】

財政課長：【資料 4 で議事(4)財政健全化計画(第 6 次改定)について説明】

日野会長：事務局の説明は終わりました。何かご質問やご意見はありますか？

橘委員：資料 3 の「定員適正化計画」では、平成 22 年 4 月 1 日に 980 人を目標としているが、資料 4「財政健全化計画」では、平成 26 年度の職員数をどのくらいと予測していますか？

財政課長：財政健全化計画では、平成 22 年度以降の職員数について、基本的に前年の退職者数の 2 分の 1 を補充していくということでシミュレーションしています。具体的職員数については、

資料 4-4 の 6 番のところに示しているように平成 26 年度で 911 人となっています。

橘委員：平成 26 年度に 911 人とすることで、行政サービス等に支障はありませんか？

行革室長：定員適正化計画で平成 22 年度当初に 980 人とすることは公表し、取り組んでいるところですが、それ以降の職員数に対する考え方は、まだ未定です。財政健全化計画では、その間の一つのルールとして、合併直後にお示しした財政健全化計画の前段である中期財政計画の前年退職者の 2 分の 1 補充といった考え方を仮置きしているものです。

今後、業務量を勘案しながら、平成 22 年度以降の定員適正化を考えていかななくてはならないと考えています。

企財部長：集中改革プランや定員適正化計画は、平成 21 年度で計画期間が終わりますが、3 月議会で市長が市政方針でお示したように、更なる行政改革を進めなくてはならないという考え方を持っています。そのため、国の詳しい情報はありませんが、平成 21 年度中には、次の計画について検討していかなければなりません。その中で、次の定員についても、ある程度の目安を掲げていくこととなります。

一方、国では、第 2 期となる地方分権を進めており、今年の秋には一括法が出てくると考えられます。今の流れでは、360 くらいの権限を地方に移すということが示されていますので、そうなれば、地方にかなりの仕事がかかるし、必要な財源もいただかなくてはなりません。集中改革プランに示している保育所などの民営化等の動向とあわせて、こうした流れも踏まえながら、次の定員を判断していかななくてはならないと考えています。

橘委員：例えば、競艇のように投資をして収入を増やすというのは、良いことだと思いますが、一方の圧縮するほうは負の要素が出てきますので、それを見込んで減らしていかないと、減らすばかりではどこかで摩擦が生じますので、十分に考えていただきたいと思います。

企財部長：次の計画を検討する際には、市民の皆様の意見を聴いて進めていきたいと思ひますし、委員会のほうでも、皆様は 8 月で任期満了となりますが、次の任期の方と共に考えてまいりたいと考えています。

川邊委員：前回、市民サービスの向上策で介護情報に関する情報提供について意見を申し上げたところ、早速に県のホームページにリンクするという形で取り組んでいただき感謝しています。

それに関連して、集中改革プランに亀寿園の廃止を掲げ、事業者を募集したところ、応募者がなかったということで残念ではありますが、現実に考えてみますと、経営上クリアすべき問題がいろいろとあって、応募者がなかったのではと思ひています。財政が厳しくとも、市のほうが必要な援助をしていかないと、こうしたことは進まないのではと考えます。近い将来、4 人に 1 人が認知症になると言われており、今後は介護の需要が高まってくると考えられますので、歳出の削減というだけではなく、市の考え方を少し変えて、必要なものにはお金を出すというふうに方向転換していただきたいと考えていますが、他の委員のご意見も伺いたいと思ひます。

もう 1 点は、PFI 手法を活用した事業実施についてです。集中改革プランでは、検討中ということではありますが、全国的にこの手法に対する関心が薄いように感じています。取組事例を見ましても、県単位や大きな自治体で取り組む手法かと思ひますが、丸亀市でも市民会館などの改築の際には PFI で取り組んでみてはと思ひているのですが、こちらについても皆様のご意見をお伺いしたいと思ひます。

日野会長：今のご意見について、委員の皆さんのご意見をお伺いする前に、事務局のほうで今後の方向が見通せるようでしたら説明をお願いします。それに対し、委員の皆さんのご意見があればお伺いすることとします。

行革室長：亀寿園については、確かに応募がなかったのですが、応募がなかったから市が切り捨てるというのではなく、次年度、条件の緩和を含めて応募条件を見直し、あらためて募集する予定にしています。

企財部長：老人ホームについての概念ですが、介護に係る特別養護老人ホームと亀寿園のような養護老人ホームでは性格が異なります。亀寿園は、社会的・経済的に自分で生活できない人たちの生活拠点としているもので、介護に係る特別養護老人ホームは、介護保険に移りまして、株式会社も含め民間も参入しながら、介護保険料や国費などで運営しているものです。また、養護老人ホームは、自活できない人を引き取る施設ですので、運営に係る費用はすべて国と県・市で賄うようになっており、制度的にも違っているので、誤解のないようにお願いします。

川邊委員：今、国のほうは、在宅ケアを主体として地域生活者を増やすことを考えているようなので、市もその方向で考えているのではないかと思います。しかし、これから介護を必要とする人が増えてくる中で、在宅ケアだけを中心に考えていったのでは、地域が幸せなまちづくりを進めていくという市の方針と一致しないと考えます。私としては、これを今すぐどうしろというのではないのですが、国の方向とは別に丸亀市としての方向性を見出していきたいと思います。

企財部長：基本的に介護保険に係る介護の部分ですね？

川邊委員：そうです。

企財部長：それでしたら、この場での議論ではなく、介護保険事業計画の中への反映ということになるかと思われますので、そういったご意見があったということを担当部署に伝えておきます。

一方、P F I についてのご意見もいただきましたが、P F I は、基本的に大きな公共施設の建設等に当たり、民間の方々の知恵や力をお借りして進めていくための一手法です。今、市ではハードの整備をほとんどしておりませんので、検討中ということになってはいますが、今後そういった計画・事業が出てきましたら、当然に検討してまいりたいと考えています。これまでも学校給食センターの建設に当たりましては、P F I 形式をとれるかといった検討をした経緯もありますが、ご意見にあった市民会館の改築などが実際に動きだすことにでもなれば、P F I も含めて手法を検討していかなければならないと思います。

川邊委員：全国的な事例を見ても、県や大規模自治体での手法かとは思いますが、お金がないからできないというのではなく、そういった手法もあるということだけは、頭において検討すべきと思いますので、よろしくをお願いします。

石原委員：丸亀市は、市政 80 周年の記念事業として、健康都市宣言をしていたが、合併により消滅しています。健康都市宣言をしたときの基本方針は、市民の健康を守り、どこよりも住みたくなるまちにしようということでした。この宣言がなくなったのは、そういう体制が出来上がったからか、それとも宣言する必要がないという判断でやめたのか、経緯を教えてください。

それと、健康都市宣言をしたときの機構改革で、教育委員会部局にスポーツ課が出来たのですが、今現在は、改革の流れとともになくなって、生涯学習課の一担当としてスポーツ担当が置かれるのみとなっています。これまで体育協会が、組織の発展とともにスポーツ振興を担ってきた

ところはありますが、市は健康や運動に関する施策も省いていくのかといった印象を持ちますので、時期を見てあらためて見直し、市の機構として課を置いてスポーツも含めた市民の健康増進に努めていただきたいと思います。

もう1点は、人件費の削減ということで、正規職員を減らしているようですが、全国的に話題となっている派遣職員は、今現在、市に何人いますか？

行革室長：派遣職員の総数は把握しておりませんが、正規職員以外の臨時等の職員については、560人から570人ほどいます。

石原委員：先日、教育委員会関係の人にお話をお伺いすると、今一番困っているのは、保育所と幼稚園の現場で、臨時職員の割合が非常に高くなっており、正規と臨時で子ども達を見ているという状況になっています。しかし、正規と臨時では、身分が全然違い、臨時は年金も退職金もないのに、仕事の内容は一緒という状態です。保育所や幼稚園は、子どもの成長過程で非常に大切な時期でありながら、全然身分の違う正規と臨時で子ども達を見ているというのは問題があり、それを行革の中に入れていくことは少し方向が違うように感じます。今すぐにこれを直せということではありませんが、次の行革を考えるとときには、ぜひ見直していただきたいと思います。

それと、福祉事業団についてなんですが、今の事業内容を考えると「福祉」という名前があわなくなっていると思います。この団体の名称についても、ぜひ考えていただきたいと思います。

企財部長：旧丸亀で行っていた様々な都市宣言については、合併のときの取り決めで、残すものは残したし、新たに議会が出来たときに、議会から必要であろうということで理事者側もいるだろうというものについては、宣言をしてきました。それ以外については、話題に上らなかったものも含めて、宣言をしていません。

それと、健康増進とスポーツを兼ね備えた施策の推進といった考え方については、今も変わりはありません。今は、市長部局の健康福祉部門で介護が必要にならないようスポーツも取り入れた介護予防策を進めていますし、また教育委員会部局では、市民の健康増進を含めたスポーツの振興を図っているところです。

スポーツ課を置くかどうかについては、体育協会のほうでかなりの部分を実行していただいているという経緯もあり、スポーツ課は指導の分野に重きを置いていってはどうかという話もあって、今の体制になっています。今後については、市長部局と教育委員会部局にまたがる領域の話ですが、法改正もあり文化行政とスポーツ行政は教育委員会の了承のもと条例を作れば市長部局に置くことも可能になりましたので、次年度の組織機構の見直しを行う中で検討していくことになると思います。

2番目の職員の話については、公の施設も含め施設運営は正規の職員が行うというのが、地方自治法の基本的な考え方です。臨時は、産休や病休に対応するものでありますが、実際にはそうならないのが現実の問題としてあります。特に保育所・幼稚園のお話が出ていましたが、これについてもすべての保育所や幼稚園を民間に移すと考えているわけではなく、民間に移せるものは移したいと考えているところです。そうしたことが将来的に実現できた場合には、職員もたくさん必要がなくなるということで、採用も制限されてきたのが実態です。ただ、現実問題として、これから市民や保護者の方にお話をしていく中で、若干の見直しということもあり得るかと思っています。

3番目に福祉事業団の名称の件ですが、確かに福祉の分野はほとんどありませんので、今回、公共サービスを支援する財団として公益財団法人に衣替えをする中で、名称についても検討していくという方向性は聞いています。

川邊委員：幼稚園と保育所の民営化等についてですが、私が牟礼の「はらこどもセンター」という認定子ども園を見に行った時に、所長から職員の幼稚園教諭と保育士といった資格の違いが、クラスを構成する際に課題となり、それぞれの資格を持った2人の職員の配置が必要ということを知りました。また、三鷹市では、ベネッセという会社に委託をしていて、経費的にも公立だと職員の平均年齢が38歳なのに対し、ベネッセだと20歳代ということで、人件費に大きな違いがあり、経営が効率的だということでした。こういった面からも、民営化等は財政的に有利かと思いません。

石原委員：行政区域が狭かったり、規模の小さな自治体であればやりやすいと思うが、人口の多い都市部では、幼稚園や保育所の数も多くなるし、国の管轄も文部科学省と厚生労働省と違うので、幼保一元化などは難しいと思います。

日野会長：幼稚園・保育所の民営化等については、具体的取組みとして、それぞれの担当部署に委員会等が置かれていますので、詳しくはそちらで議論いただき、その進捗状況についてこちらの委員会にご報告いただきましょう。

石原委員：1点だけ付け加えますと、職場の中で心が通じ合う環境があって、年月を重ねるごとにいい先生になったり、いい保育所になったりして欲しいと願っているのが、全然身分の違う者が一緒に仕事をしていると、そういった環境が整わないのではと危惧します。市だけでなく、企業においても、新入生とベテランが平等な仕事ができるわけではないので、そういった成長できる環境を作っておかないと、行財政改革が成功した頃に後遺症が出てくるのではないかと思います。丸亀市も昭和34年に赤字債権団体となり、3年か4年をかけて再建したのですが、その時も臨時職員の問題が残り、長期間、苦労した経緯があります。そういったことも参考にして考えていただきたいと思います。

岡本委員：平成21年度でこの計画も見直しを行うということですが、行政改革大綱の重点事項の中にある指定管理者制度についてお伺いします。丸亀市でもこれまで、試行錯誤しながら指定管理者制度を導入してきていますが、導入した施設の管理状況を確認するため、モニタリングを実施し、その結果を市のホームページで公表しています。それを見てみますと、制度を導入することで市民にどのようなメリットが出てきているのかということが伝わってきません。その要因の一つは、指定管理者にお願いする施設の管理、いわゆるハードの部分と施設を運営するソフトの部分に分けたモニタリングが上手く出来ていないように思います。モニタリングをしっかりとしていかないと、制度を使いこなして市民サービスの向上につなげることはできません。モニタリングをする際には、お願いしている施設管理の内容とその成果、またお願いしているソフト部分の内容とその成果をしっかりと把握し、その結果をお知らせいただきたいと思います。特に、多くの施設を一手に受けて指定管理者となっている福祉事業団や体育協会のモニタリングがずさんなように感じます。担当課には、一つひとつの施設の管理状況をきめ細かく把握していただきたいと思います。

もう一つは、審議会等への女性委員の登用です。報告では、右肩上がりに数字は伸びています

ので「計画どおり」とされているようですが、置かれている数値目標を達成できそうなのかどうなのかを教えてくださいたいと思います。

行革室(窪田)：指定管理者制度は、平成 18 年度から導入し、平成 21 年度当初には 47 施設が同制度により管理されることとなります。モニタリングについても、昨年度から本格的に開始し、その内容についてホームページでお知らせしているところです。モニタリング結果の報告項目は、同制度をとりまとめている企画課のほうで定めているのですが、ご指摘のようにソフトとハードの部分がはっきりと区別されている状況にはありません。次年度以降、担当課が指定管理者に対してモニタリングをする際にも、またその結果を報告する方法についても、いただいたご意見を参考に検討してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、指定管理者のモニタリングは、まだまだ取組みをはじめたばかりで、十分ではありませんが、これから実績を積み重ねていく中で精度も上げていきたいと考えています。

行革室長：附属機関への女性委員の登用についてですが、その数値目標は、平成 22 年度に 40%とさせていただいています。正直なところ、かなり高い目標数値を掲げている状況ではございますが、現実の数値としては、平成 19 年度に 21.8%であったのが、最新のデータで平成 21 年 2 月 1 日現在が 27.1%となっています。1 年間を通して講演会や研修会などを実施する中で、意識改革も進み、徐々にではありますが、数値も伸びてはきています。ただ、私どももこれで十分との認識ではありませんので、引き続き、附属機関の改選・選任の機会を捉え担当課にお願いし、取組内容の理解と協力をお願いしていきたいと考えています。

岡本委員：附属機関の女性委員の登用については、平成 11 年、丸亀市の市制 100 周年のときに、現在国連でおいでる斎賀さんが見えられ、委員の選任・改選のときに女性の登用が十分でない場合は、部長などが決裁に印鑑を押さなければいいとおっしゃっていました。それぞれの担当部署で、例えば女性が一人も増えていない場合は、部長さんが決裁に印鑑を押さないで欲しいと思いますのでよろしくをお願いします。

馬場委員：行政改革は、市民サービスを低下せず、むしろ今以上の市民サービスを提供しながら、財政の健全化を図っていくことが目的でなければなりません。財政健全化が目的で、その目的のために市民サービスを低下していたのでは本末転倒です。丸亀市は、いち早く自治基本条例を制定し、協働・協創のまちづくりに取り組み、「自然と歴史が調和し、人が輝く田園文化都市」を目指していくといった基本方針が確立されています。行政改革も、この基本方針に基づき進めていきたいと思しますのでよろしくをお願いします。

それと、先ほど臨時職員が 600 名近くいると言っていました、今の規約では、臨時職員は 3 年で辞めてもらっていると聞きました。しかし、一生懸命で優秀な臨時職員については、3 年を超えても雇えるよう見直していただきたい。また、市民サービスの向上ということで、市民課などの窓口職場は、飯山図書館など開いている施設を利用して開庁していただきたい。それから、市役所の駐車場は、土曜日・日曜日に一般市民が利用できるようにしていただきたいと思しますので、よろしくご検討ください。

川邊委員：先ほど企画財政部長より、医療介護施設と一般の老人施設とでは性格が異なるという説明がありましたが、在宅ケアや地域生活者の拡大といった流れの中で、それらは今後、どのような方向で取組みが進んでいくことになるのですか？いずれにしても、市内の医療介護施設や老人

施設は空きがなく、家族で介護が必要になった場合、働きにも出られません。市が国の方針に準拠するという事も理解できますが、今一番問われる問題であると思いますので、市の考えをお聞かせください。

企財部長：担当ではないこととお断りさせて頂いて申し上げますと、基本的に在宅ケアの拡大は元々の考え方としてありました。一方、介護保険の事業計画をたてる際には、3年間の計画期間に、その地域で必要となる施設数などを考えています。介護については、制度が地域密着型での取組みに重点が置かれるよう変更となり、市としても、協力いただける施設を探しながら、必要な計画の見直しを行ってきています。丸亀の場合は、老人施設や介護施設もかなり数が増え、グループホームやミニ特養なども増えています。需要を見ながら計画を少しずつ見直し、待機を減らしていきたいといった考え方も持っています。ただ、施設が必要を喚起するということもあり、施設ができたらずぐに一杯になるということも確かにあります。そういったことも踏まえて、3年ごとに計画を見直していく方針だということは聞いています。

川邊委員：国の要介護3以上の施設利用者は70%以下であるのに対し、丸亀はそれよりいい数値となっているようですが、それでいいんだという考え方では、私は良くならないと思うので、今以上にいい数値を目指して取り組んでいただきたいと思います。いかがですか？

企財部長：少しこの場での議論には馴染まないと思いますが、また、介護保険事業計画の見直しの際に、そういったご意見があるようでしたら、ご提案いただきたいと思います。

日野会長：他にご意見はありませんか？

特にないようなので、「その他」について事務局より何かありますか？

行革室長：前回、市民サービスの向上について、何人かの委員から提案をいただきましたが、その後の取組状況についてご報告させていただきます。

まずはじめに、「小中学生対象の夏休みの自由研究援助」について、ホームページなどを利用して市民が知るための措置をとっていただきたいとご意見をいただいておりますが、夏休み前に「夏休み特集」としてホームページに掲載するという事で現在、関係課と調整しておりますのでご報告しておきます。

また、「電子媒体による介護予防情報の提供」については、今年の1月23日から、県社協のホームページにリンクする形で情報提供を開始しています。

最後に「保育情報の提供」については、今月の5日から、県のホームページにリンクする形で、市内各保育所の保育情報を提供しておりますのでお知らせしておきます。

日野会長：次回の会議予定は、どのようになっていますか？

行革室長：次回は、6月を予定しています。詳しくは別途、ご案内申し上げます。それと、皆様の任期が8月29日までということで、このメンバーでの会議は次回が最終ということになるかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

最後に、既にホームページ等で公表していますが、平成21年度の予算大綱を印刷物で持ってきておりますので、必要な方はお持ち帰りください。

日野会長：本日の会議は、以上で閉会します。ご審議お疲れさまでした。